

証券コード
1981

第72期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

議 案 剰余金の処分の件



株式会社協和日成

株主の皆様へ



代表取締役社長
川野 茂

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第72期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2020年3月期は、当社の収益の柱であるガス工事分野において、主要取引先である東京ガス株式会社の設備投資計画に基づくガス導管事業が堅調に推移したことに加え、ガス設備事業においても、GHP（ガスヒートポンプエアコン）工事が好調に推移し、前年比増収増益となりました。

今年度は、新型コロナウイルス問題の影響という不透明な要因もありますが、健全な財務状況を維持しつつ、中期経営計画「エボリューションプラン21」の2年目として、2019年度に着手した各施策をさらに加速させ、ガス工事ができる強みを生かした「真の総合設備工事会社」への早期転換を図るために、ワンストップ体制の基盤強化や、既存事業領域における業容拡大、多機能社員の育成を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2020年6月

企業理念

存在意義『豊かな暮らしのために』

私たちは、安心と心地よさを提供し、
豊かな未来のためにライフラインを支え、
社会に貢献します。

経営姿勢『お客様から選ばれ続けるために』

確かな技術と品質で
お客さまに安心をお届けし、
社員が安心して働ける
職場環境をつくります。
きめ細かな感性でお客さまの信頼に応え、
ひとを尊重しお互いを信頼し合える
企業風土をつくります。

行動規範『羽ばたき続けるために』

私たちは、常に感性を磨き、感じ・考え、
自ら行動します。

目次

株主の皆様へ	1
第72期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	6
株主総会参考書類	
議案 剰余金の処分の件	7
提供書面	
事業報告	
1. 会社の現況に関する事項	8
2. 会社の株式に関する事項	19
3. 会社の新株予約権等に関する事項	19
4. 会社役員に関する事項	20
5. 会計監査人に関する事項	23
6. 業務の適正を確保するための体制について の決定内容の概要	24
7. 業務の適正を確保するための体制の運用 状況の概要	28
計算書類	32
監査報告	35

株主各位

証券コード 1981
2020年6月5日

東京都中央区入船三丁目8番5号
株式会社協和日成
代表取締役社長 川野 茂

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 感染予防および拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用、体温の測定等をお願いする場合がございます。また、37.5℃以上の熱や咳等の症状がある株主様については、株主総会会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>)

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール
3 目的事項	<p>報告事項 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 議 案 剰余金の処分の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく
場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく
場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>)

■ 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時
2020年6月26日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権の数	価

株式会社〇〇〇〇

1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
株式会社〇〇〇〇

※議決権行使書はイメージです。

議案について

賛成の場合 → 賛 に○印

反対の場合 → 否 に○印

議 案 剰余金の処分の件

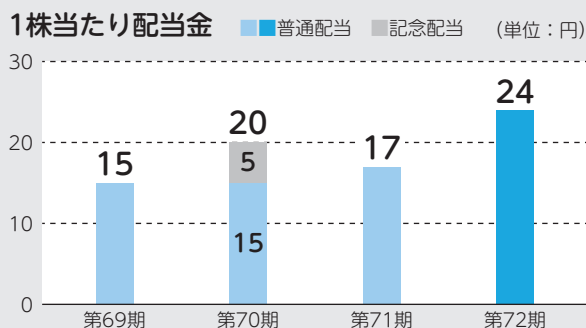
期末配当に関する事項

当社の配当方針に基づき、当期の業績等を勘案した結果、第72期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、276,307,896円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたしたいと存じます。

以 上

<ご参考>



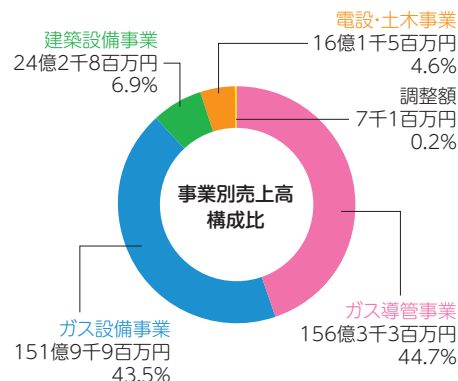
配当方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要政策の一つとして認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化に留意しつつ、当期の業績ならびに経営環境や今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案し、長期的かつ安定的な配当を維持・向上することを基本とし、業績に応じた配当を検討する上での基準につきましては、配当性向30%を目標としております。

なお、非日常的な特殊要因により当期純利益が大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金額を決定することがあります。

| 1 | 会社の現況に関する事項 |

	第72期 (2020年3月期)	前事業年度比
売上高	349億47百万円	1.7%増
営業利益	11億83百万円	19.9%増
経常利益	13億12百万円	19.0%増
当期純利益	9億8百万円	22.9%増



(1) 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済を概観すると、企業収益は輸出が引き続き弱含みで推移したことにより、製造業を中心に弱さが一段と進んだものの、日銀による金融緩和策の継続や政府の積極的な経済財政政策を背景に、引き続き高い水準を維持し、設備投資については、生産性向上や人手不足を補うための投資、インフラ建設などの投資へのニーズは根強く、底堅く推移いたしました。また、個人消費については、10月は消費増税前の駆け込み需要の反動や大型台風の影響により一時的に落ち込んだものの、雇用情勢を反映した賃金所得の増加やキャッシュレス決済時のポイント還元導入などの増税対策の効果もあり持ち直しの傾向が見られ、年明け2月頃までは全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、3月以降は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、好調を維持してきた企業収益は輸出の大幅減少に加え、インバウンド消費の減少や自粛ムードの広がりにより製造業、非製造業ともに悪化し、また、個人消費も政府による大型イベント等の自粛要請や休業要請により、不要不急の外出を控える動きが広がり、外食や旅行などのレジャー関連を中心に大きく減少するなど、先行きは一層不透明な状況となっております。

このような状況のなか、不動産・建設業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えた首都圏の再開発・宿泊施設の建設が引き続き堅調に推移したほか、さらなる加速化・深化を図ることを目的に見直された国土強靱化基本計画に基づくインフラ整備事業が堅調に推移いたしました。一方で、新設住宅着工戸数については、持家は3年ぶりの増加、分譲住宅も5年連続で増加したものの、昨年顕在化したサブリース契約の問題化、金融機関による投資用不動産向け融資審査の厳格化などの影響により賃貸物件が大幅に減少したため、前年を37,247戸下回る905,123戸となり、3年続けての減少となりました。また、需要に対する慢性的な技術者不足は改善されておらず、建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇も相まって、工期の長期化やコスト増などの可能性が引き続き懸念されていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大により開催が延期となった東京オリンピック・パラリンピックの影響など、先行きを見通すことが困難な状況となっております。

また、エネルギー業界におきましては、2016年の電力に続く、2017年4月の都市ガス小売全面自由化により、関連企業における資本・業務提携や提供するサービスが多様化する一方、既存のエリアを越えたエネルギー大手事業者間の提携や業界の枠を越えた企業の提携も進むなど、エネルギー事業者間の競争は激しさを増しており、電力・ガスともに一層の競争原理が働くことでコスト削減の動きが顕著となることが予想されます。それに伴い、当社が受注する主要取引先であるガス事業者の設備投資計画に伴う工事の発注単価への影響が懸念されるほか、ガス事業者の政策転換や当社も含めた工事会社に対する取引方針の見直しにより、今後においては、当社の事業環境にも大きな影響を及ぼすものと想定されます。

このような経済環境のもと当社におきましては、前期より繰り越した手持工事高は163億円（前事業年度比13億4千3百万円、9.0%増）と高水準で新事業年度を迎え、主要取引先であります東京ガス株式会社、静岡ガス株式会社からの設備投資計画による工事をはじめ、GHP工事や集合住宅給湯・暖房工事、リノベーション工事（雑排水管ライニング工事を含めた改修工事）、イリゲーション工事（緑化散水設備工事）も堅調に推移いたしました。

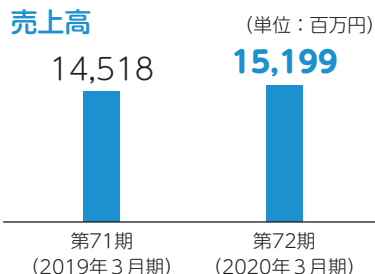
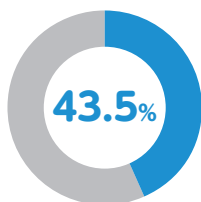
この結果、売上高は349億4千7百万円（前事業年度比1.7%増）、利益面につきましては、売上高の増加に加え固定費の抑制効果もあって原価率が低下したことにより、営業利益は11億8千3百万円となりました。昨年度は、集合住宅給湯・暖房工事、ガス設備新設工事の一部工事における原価率の高い大規模案件の完成等により、低水準で推移したこともあり、営業利益は前事業年度比で19.9%増、経常利益13億1千2百万円（同19.0%増）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益1億3千2百万円を計上したことにより、当期純利益は9億8百万円（同22.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当社は、当事業年度より組織変更に伴い事業セグメントを変更しており、以下の前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

ガス設備事業 売上高 15,199百万円

売上高構成比

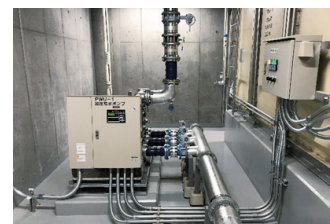
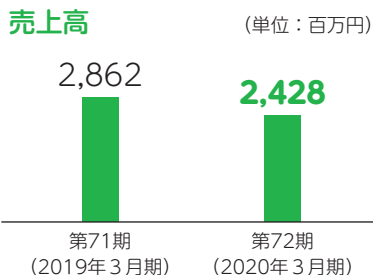


GHP工事が好調に推移したことに加え、新築戸建におけるガス設備新設工事および床暖房工事や集合住宅給湯・暖房工事、静岡ガス株式会社の設備投資計画による工事が堅調に推移した結果、売上高は151億9千9百万円（前事業年度比4.7%増）となりました。利益面につきましては、経常利益7億5千6百万円（同16.1%増）となりましたが、これは売上高の増加に伴い原価率が低下したことに加え、昨年度は集合住宅給湯・暖房工事およびガス設備新設工事の一部工事において原価率の高い大規模案件の完成があったことによります。

なお、手持工事高は60億9千8百万円となりました。

建築設備事業 売上高 2,428百万円

売上高構成比

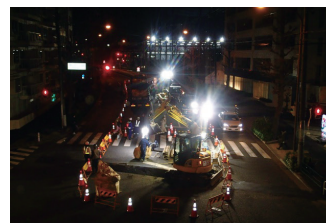
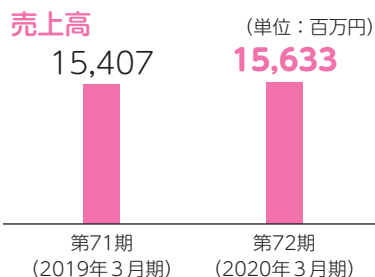
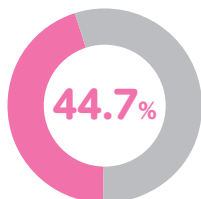


リノベーション工事は大規模更新工事の受注が増加し堅調に推移したものの、工場施設関連の営繕工事における大型計画工事の減少に加え、新築建物に関連した給排水衛生設備工事は、受注は堅調に推移したものの、建築工事において人手不足に伴う工期の遅延が発生し、案件の多くが翌期以降の完成となりました。この結果、売上高は24億2千8百万円（前事業年度比15.1%減）、経常損失1千3百万円（前事業年度は5千1百万円の経常利益）となりました。

なお、手持工事高は22億1千4百万円となりました。

ガス導管事業 売上高 15,633百万円

売上高構成比

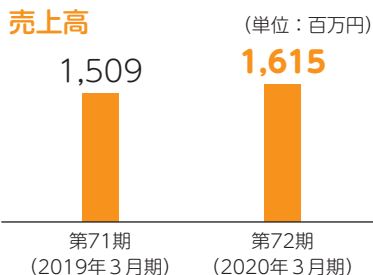
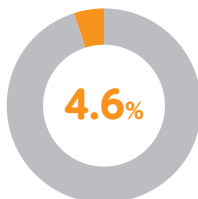


主要取引先であります東京ガス株式会社の設備投資計画による工事が堅調に推移したことおよび東京オリンピック・パラリンピック開催に向け建設されている建物への供給に伴う工事が増加するなかで、拠点間連携を図り、機動的な施工管理体制を整えたことにより、順調に施工進捗させることができました。この結果、売上高は156億3千3百万円（前事業年度比1.5%増）、経常利益は6億2百万円（同48.0%増）となりました。

なお、手持工事高は75億5千5百万円となりました。

電設・土木事業 売上高 1,615百万円

売上高構成比



東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事においては、受注は堅調に推移したものの、大型案件の現場進捗の遅れにより翌期以降の完成となりましたが、イリゲーション工事においては、豪雨や台風による災害復旧工事やクラブハウス関連工事の受注が堅調に推移したほか、水道局関連工事において、業務分担を見直すなど工程管理を徹底したことにより、順調に施工進捗させることができました。この結果、売上高は16億1千5百万円（前事業年度比7.0%増）となりました。利益面につきましては、管路埋設工事および民間土木工事の一部工事において原価率の高い案件の完成があったため、経常損失3千2百万円（前事業年度は、1千万円の経常損失）となりました。

なお、手持工事高は5億6千3百万円となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

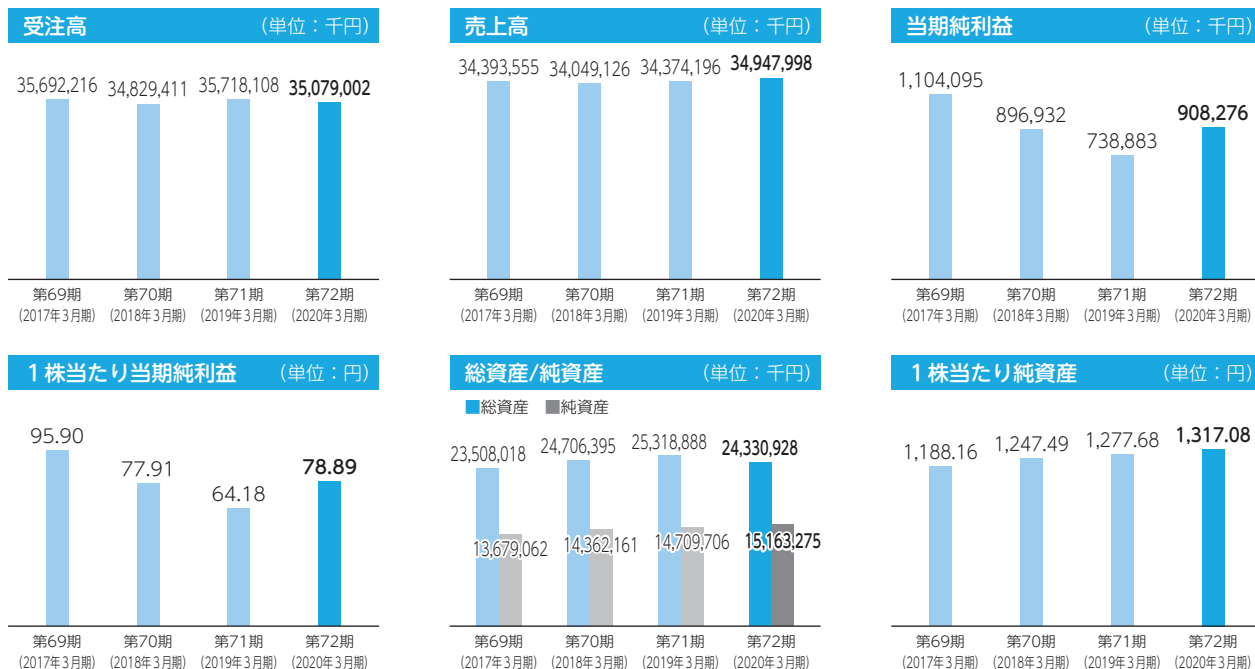
⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 直前3事業年度の財産および損益の状況



区分		第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (当事業年度) (2020年3月期)
受注高	(千円)	35,692,216	34,829,411	35,718,108	35,079,002
売上高	(千円)	34,393,555	34,049,126	34,374,196	34,947,998
当期純利益	(千円)	1,104,095	896,932	738,883	908,276
1株当たり当期純利益	(円)	95.90	77.91	64.18	78.89
総資産	(千円)	23,508,018	24,706,395	25,318,888	24,330,928
純資産	(千円)	13,679,062	14,362,161	14,709,706	15,163,275
1株当たり純資産	(円)	1,188.16	1,247.49	1,277.68	1,317.08

⑨ 重要な親会社および子会社の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑩ 対処すべき課題

当社を取り巻く中長期的な事業環境は、近年の異常気象の頻発、被害の激甚化を受け、一層の加速化・深化を目的に見直された国土強靱化基本計画による防災・減災対策、老朽インフラの維持管理に伴う需要が好調を維持するほか、主要取引先の設備投資計画についても引き続き堅調に推移することに加え、新築建物に比べ耐震性・機能性・防犯性に劣っている既築建物の維持管理・更新市場も堅調に推移することが見込まれています。一方で、少子高齢化の影響による世帯数の減少に伴い、住宅着工戸数が漸減傾向で推移することに加えて、建設業就労者の高齢化と担い手不足、働き方改革関連法施行に伴う長時間労働の抑制等、様々な課題への対応を迫られております。また、エネルギー業界における「電力・ガス小売り自由化」の進展に伴う事業者間の競争激化が顕在化し、電力・ガスともに一層の競争原理の導入による設備投資計画に伴う工事の発注単価への影響懸念、ガス導管維持管理事業の東京ガスグループへの移管による収益の減少など、当社を取り巻く事業環境は大きく変化し始めております。

これらの事業環境の変化に対応し、一層の成長を遂げるために、企業ビジョンに掲げる『真の総合設備工事会社』への転換を早期に実現するために、全社的な多機能化とさらなるコスト競争力を身につけることを基本方針に掲げ、2019年度を初年度とした中期3か年経営計画「エボリューションプラン21」に基づき、各種施策の展開を実施しております。

「エボリューションプラン21」では、「変わる・変える・創る」をスローガンに、特定顧客への過度の依存体質から脱却を図り、『真の総合設備工事会社』としての体制・基盤を作り上げることとしております。

顧客基盤の拡大を実現し、ガス・電気・給排水衛生の一括受注体制構築を目指すべく、昨年4月に会社組織を大幅に改編するとともに、総合設備工事会社への転換に向けた基盤整備や多機能社員育成を加速させてまいります。加えて、周辺事業（IoT対応含む）やリフォーム・リノベーションといったストック事業等も創成してまいります。

また、事業運営の基盤となるコンプライアンス体制、建設業にとって欠かすことのできない安全衛生や品質への取り組み、施工現場を含めた全社的な環境問題への対応、IR戦略の強化など、経営基盤の強化を図るとともに、2022年には東証市場区分の見直し、電力システムの発送電分離と同様に都市ガスにおいても小売事業と導管事業の法的分離の実施が予定されているため、それらの問題にも取り組んでまいります。

さらに、働き方改革への対応、特に当社における喫緊の課題である長時間労働の是正を目的として設置した「働き方改革推進委員会」において策定した、長時間労働抑制施策の徹底、総合的なITの活用も視野に入れた業務の見直しによる効率化を進めるとともに、予算管理の徹底など既存事業領域におけるローコストオペレーションも実施してまいります。

なお、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、わが国においても初となる全国規模の緊急事態宣言が発出され、今後、わが国経済にも深刻な影響を与える可能性があります。建設業界においては、現時点では大きな影響は見られておりませんが、緊急事態宣言期間の長期化に伴う企業活動の自粛が長引いた場合、受注活動や工事施工の両面で、当社事業への影響も大きくなる可能性があります。従来以上に発注者との連携を密にし、取引先の信用リスクや当社グループ協力会社の経営状態を把握するとともに、今後の新型コロナウイルス感染症の動向に注視し、影響が顕在化した場合には、速やかに開示いたします。

新型コロナウイルス問題や東京オリンピック・パラリンピック延期の影響など不透明な要因に対して、適宜適切な対策を講ずるとともに、中期経営計画で掲げた各事業戦略と戦略を支える諸施策を着実に実施し、「信頼される企業グループ」として社業発展にまい進していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、引き続きましてのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑪ 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、主に東京ガス株式会社のガス工事(本支管理設工事・支管理設工事・屋内配管工事)を主体としておりますが、そのほか建築・設備工事(建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事)、電設・土木工事(電気管路洞道埋設工事・上下水道工事・土木工事)を営み、総合設備工事業として事業活動を展開しております。

⑫ 主要な営業所（2020年3月31日現在）

本社	東京都中央区
支店	北海道札幌市東区、東京都渋谷区、東京都国分寺市、神奈川県川崎市高津区、千葉県千葉市美浜区、埼玉県さいたま市中央区、静岡県静岡市駿河区
営業所	東京都足立区、東京都世田谷区、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県川崎市高津区、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
事業所	東京都葛飾区、東京都世田谷区、東京都立川市、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
出張所	東京都葛飾区、東京都立川市、千葉県千葉市美浜区

(注) 2020年4月1日付で、吸収分割に伴い東部保安出張所（東京都葛飾区）および多摩保安出張所（東京都立川市）を廃止いたしました。

⑬ 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
833名	3名減	44.4歳	16.4年

(注) 使用人数は、他社への出向者を除き、他社からの受入者は含んでおります。

⑭ 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	216,000
株式会社三井住友銀行	132,000
株式会社みずほ銀行	124,000
三井住友信託銀行株式会社	108,000

⑮ その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社の導管維持管理事業のうち設備保安関連事業および導管保安関連事業を東京ガスパイプネットワーク株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

2 | 会社の株式に関する事項 |

(1) 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,512,829株 (自己株式287,171株を除く。)
- ③ 株主数 563名 (うち単元株主数 507名)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
城北興業株式会社	2,057,100	17.87
東京瓦斯株式会社	1,062,000	9.22
朝日生命保険相互会社	629,000	5.46
株式会社三菱UFJ銀行	570,000	4.95
株式会社ナガワ	499,800	4.34
株式会社三井住友銀行	400,000	3.47
株式会社アルファロード	394,000	3.42
北村眞隆	355,000	3.08
株式会社みずほ銀行	350,000	3.04
戸田建設株式会社	336,000	2.92

(注) 持株比率は自己株式 (287,171株) を控除して計算しております。

(2) その他会社の株式に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項 |

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	北村 眞 隆	—
代表取締役社長 社長執行役員	川野 茂	—
専務取締役 専務執行役員	コーポレート本部長 佐々木 秀 一	—
常務取締役 常務執行役員	監査室長 清水 善 久	—
常務取締役 常務執行役員	エンジニアリング事業本部長 福島 博 喜	—
常務取締役 常務執行役員	企画室長 (東京ガスリテイリング株式会社担当) 癸生川 浩 樹	—
常務取締役 常務執行役員	パイプライン事業本部長 古平 光 一	—
取締役 執行役員	安全品質管理本部長、 安全品質管理本部品質管理部長兼務 野村 郁 雄	—
取締役 執行役員	コーポレート本部経理部長 森 凡 浩	—
取締役	初瀬 良 治	—
常勤監査役	山口 雄 司	—
常勤監査役	神長 建 史	—
監査役	戸原 健 夫	精工化学株式会社 社外監査役
監査役	舘 茜	由比税理士事務所税理士 株式会社由比企画取締役

- (注) 1. 取締役初瀬良治氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役戸原健夫、舘茜の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役戸原健夫氏は、金融機関における永年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役舘茜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役初瀬良治氏ならびに監査役戸原健夫氏および舘茜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員の地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
執行役員 パイプライン事業本部電設土木部長	本村和則	—
執行役員 営業本部長、 営業本部営業2部長兼務	青山弘之	—
執行役員 エンジニアリング事業本部ガス設備部長	飯塚茂	—
執行役員 パイプライン事業本部ガス導管部長	森川久男	—
執行役員 エンジニアリング事業本部静岡支店担当理事	古杉富亮	—
執行役員 営業本部営業1部長、 営業本部渋谷支店長兼務	大開栄一	—
執行役員 パイプライン事業本部東京西事業所長	河野文彦	—

7. 2020年4月1日付にて、佐々木靖彦氏が当社の執行役員エンジニアリング事業本部副本部長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 11名 234,736千円（うち社外取締役 1名 6,000千円）

監査役 6名 38,772千円（うち社外監査役 4名 7,200千円）

- (注) 1. 上記取締役および監査役の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および監査役2名の在任中の報酬等の総額が含まれております。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬は含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役については、執行役員分報酬の支給はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第53期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額36,250千円（取締役33,478千円、監査役2,772千円）が含まれております。
6. 上記の報酬等の総額のほか、2019年6月27日開催の第71期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 55,163千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況
取締役 初瀬 良治	該当事項はありません。
監査役 戸原 健夫	精工化学株式会社 社外監査役
監査役 舘 茜	由比税理士事務所 税理士 株式会社由比企画 取締役

- (注) 1. 当社と精工化学株式会社との間には特別の関係はありません。
2. 当社と由比税理士事務所との間には特別の関係はありません。
3. 当社と株式会社由比企画との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席の状況

氏名	取締役会 (15回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 初瀬 良治	15 回	100 %	— 回	— %
監査役 戸原 健夫	11	100	10	100
監査役 舘 茜	11	100	10	100

- (注) 監査役戸原健夫氏および舘茜氏は、2019年6月27日開催の第71期定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。就任日である2019年6月27日から2020年3月31日までの間における取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は10回であります。

ロ. 取締役会および監査役会における発言の状況

取締役初瀬良治氏ならびに監査役戸原健夫氏および舘茜氏は、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、各監査役は、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5 | 会計監査人に関する事項 |

(1) 名称 藍監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,350
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,350

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画を実現するために必要な監査日数、監査時間および人数等についての資料を入手し説明を受けた上で、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6 | 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要 |

(1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役を含む各取締役が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、損失の危険についての全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ③ ISO9001:2015規格で培ったノウハウを進化させ、当社独自に策定した品質管理システム【QP（Quality Plus）マネジメントシステム】に基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質マネジメント会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
- ④ 「個人情報管理規程」、「特定個人情報（マイナンバー）取扱規程」、「情報管理規程」、「情報システム利用規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
- ② 安全品質管理本部、コーポレート本部、営業本部、エンジニアリング事業本部、パイプライン事業本部を設置し、取締役会において各本部を担当する執行役員本部長を任命する。
- ③ 社長直轄組織の企画室を設置し、予算編成ならびに各本部にまたがる事項について総合調整を行う。
- ④ 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
- ⑤ 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、定期的に業績報告を行い検証する。
- ⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、その基本原則を真摯に実行する。
- ② 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として社外取締役1名および社外監査役2名を届け出する。
- ③ 総務部が主管となり、各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。

(5) 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は「関係会社管理規程」を定め、企画室が子会社管理の担当部門として「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
 - ロ. 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。
- ② 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 - イ. 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ロ. 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
ロ. 当社は子会社に対して間接業務（経理、総務関連業務等）の支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。

(7) (6) における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇（査定を含む）、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 次に掲げる当社監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
- ② 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(9) (8) において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、総務部予算に一定額の予算を設ける。

(11) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役その他の取締役は、監査役職務の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- ② 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

7 | 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |

前記内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づく、第72期事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況を確認するための「業務・コンプライアンス監査実施要領」を策定し、5拠点に対し、業務監査を実施いたしました。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 各社内行事開催時には、代表取締役から、コンプライアンスに関するトップメッセージを発信いたしました。
- ② コンプライアンスマインドの醸成・職場のハラスメント防止等を目的として、取締役からのコンプライアンスメッセージを2回発信いたしました。
- ③ コーポレート本部長を委員長とし、部長を構成メンバーとしたコンプライアンス推進会議を2回開催し、各部門で策定した実施計画に対する展開状況を報告し、情報を共有いたしました。
- ④ 本部・拠点の課長・GMクラスを構成メンバーとしたコンプライアンス推進リーダー会議を2回開催し、コンプライアンス講習会やコンプライアンス情報の提供、グループ討議の実施により問題点の把握や情報の共有に努めました。
- ⑤ 経営層や部・所長、中間層等を対象に階層別のハラスメント研修を3回実施いたしました。
- ⑥ 総務部が主管となり、全部門に「コンプラサポート便（Q&A）」を24回配付するとともに、コンプライアンスに関するDVDを用いた事例研究、アンケートの収集を全部門で実施いたしました。
- ⑦ 全役職員に配付されている「協和日成グループ行動基準」について、各部門で周知・徹底を図りました。

- ⑧ 内部通報相談窓口について、内部通報対応の研修・教育を行うことで相談窓口担当者を増員し、体制を強化いたしました。また、より通報しやすい環境を整えるため、携帯電話相談窓口を増設いたしました。
- ⑨ 内部通報相談窓口の周知を図るため、相談窓口の概要や相談の流れ等の情報を社内イントラネットに掲載するとともにポスターを作成し、全部門に配付いたしました。
- ⑩ 内部情報管理および内部者取引防止規程にのっとり、重要事実等の情報の取り扱いを徹底し、インサイダー取引防止の強化に努めました。
- ⑪ 反社会的な勢力・団体との関係遮断については、「協和日成グループ行動基準」に明文化しており、継続的に各部門にて周知を図っております。また、警察および弁護士との連携のほか本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的勢力に関する情報を収集しております。

(3) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する取り組み

- ① 文書規程、情報管理規程、セキュリティポリシー等に基づき、取締役会議事録等の重要書類や個人情報および重要情報を適切に保存・管理しております。
- ② 基幹システムおよび社内イントラネットを改善いたしました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

- ① 毎月品質マネジメント会議を開催し、工事の施工にかかわるクレーム対応、是正処置、予防処置について情報を共有するとともに、QMS計画管理表に基づいた活動を全社展開しております。また、リスクアセスメントガイドラインに基づき、リスクアセスメント実施管理者会議を1回、労災、交通、工事作業事故再発防止検討会を計12回開催しております。
- ② 特定個人情報（マイナンバー）取扱規程、個人情報管理規程、情報管理規程、情報システム利用規程に基づき適切に運用し、全社的な情報資産の機密性、安全性の確保に向け、情報の分類、保管場所、セキュリティ、責任者等を記載した「個人情報ワークシート」を全部門作成し、棚卸しを実施いたしました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 取締役会規程に基づき、第72期において、取締役会を15回（定例14回）開催いたしました。定例取締役会の各議案・報告事項については、事前に経営会議を開催し、社内協議を経たうえで取締役会に上程しております。
- ② 取締役会では、各取締役の業務執行状況を監督するために、四半期ごとに各担当取締役による業務執行報告を実施いたしました。
- ③ 業績および事業計画の進捗管理については、四半期ごとに行われる計画進捗会議に社長、本部長・室長、部長、社外取締役、監査役が出席し、目標予算や過年度業績に対する当期実績の詳細や予測について把握・確認しております。
- ④ 月次業績および累計業績については、月次決算後システムにより自動的に社内イントラネットに掲載され、迅速に報告されています。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ① 当社の取締役および執行役員が2名、子会社の取締役に就任しているほか、当社の取締役が子会社の監査役に就任しており、定例的に開催される子会社の取締役会にて上程される議案について、適正であることを監督しております。
- ② 関係会社管理規程に基づき、担当部門である企画室から、子会社の業績および重要な事項等について、当社取締役会にて必要に応じて報告され、または決議事項として上程されており、適切に運用されております。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

- ① 業務プロセスに対する内部統制の有効性の評価にあたり、事前に全社的內部統制評価を行い、有効であることを「全社的內部統制評価報告書」としてまとめ、取締役会にて決議をいたしました。
- ② 監査室が第72期監査計画に基づき、会計監査人、監査役と連携を図りながら、財務報告にかかわる業務プロセスについて、整備状況評価および運用状況評価を実施いたしました。

(8) 監査役の職務の執行に伴う体制確保に向けた取り組み

- ① 当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。監査役は、四半期ごとに計画進捗会議に出席し、当社の業績進捗について報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、取締役会や経営会議等会社における主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを把握・確認するとともに、監査役会にて情報共有をしております。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、取締役等から行われる業務報告・業績進捗報告に対して、質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況および取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- ④ 常勤監査役は、監査室、経理部と連携し、会計監査人による拠点監査に同行しており、各拠点における内部統制の整備・運用状況について適切に行われているか監視しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
I 流動資産	15,634,354
現金及び預金	6,792,604
受取手形	322,703
完成工事未収入金	5,866,545
有価証券	133,812
未成工事支出金	2,087,274
原材料及び貯蔵品	42,925
短期貸付金	24,981
仮払金	3,146
前払費用	65,162
未収入金	245,213
立替金	71,805
貸倒引当金	△21,819
II 固定資産	8,696,573
有形固定資産	5,489,437
建物及び構築物	2,504,796
機械装置及び運搬具	5,036
工具、器具及び備品	116,357
土地	2,839,551
リース資産	23,145
建設仮勘定	550
無形固定資産	27,324
電話加入権	27,324
投資その他の資産	3,179,810
投資有価証券	2,413,191
関係会社株式	251,269
出資金	1,225
長期貸付金	17,901
繰延税金資産	293,990
保証金	80,480
会員権	22,299
破産更生債権等	31,286
役員生命保険	102,868
貸倒引当金	△34,701
資産合計	24,330,928

負債の部	
科目	金額
I 流動負債	8,119,622
支払手形	134,287
工事未払金	4,428,496
1年内返済予定の長期借入金	240,000
未払金	173,131
未払費用	406,680
未払法人税等	267,976
未払消費税	216,608
未成工事受入金	1,346,317
預り金	94,099
賞与引当金	802,041
リース債務	9,983
II 固定負債	1,048,029
長期借入金	340,000
退職給付引当金	384,063
役員退職慰労引当金	265,100
長期リース債務	15,082
資産除去債務	43,783
負債合計	9,167,652
純資産の部	
I 株主資本	14,940,091
資本金	590,000
資本剰余金	1,918
資本準備金	1,909
その他資本剰余金	9
利益剰余金	14,384,060
利益準備金	145,591
その他利益剰余金	14,238,469
別途積立金	5,300,000
圧縮積立金	588,755
繰越利益剰余金	8,349,713
自己株式	△35,887
II 評価・換算差額等	223,183
その他有価証券評価差額金	223,183
純資産合計	15,163,275
負債純資産合計	24,330,928

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	33,345,137	
手数料売上高	1,602,861	34,947,998
売上原価		
完成工事原価	31,233,339	31,233,339
売上総利益		
完成工事総利益	3,714,658	3,714,658
販売費及び一般管理費		2,530,722
営業利益		1,183,936
営業外収益		
受取利息	4,444	
受取配当金	48,171	
受取手数料	53,393	
不動産賃貸料	21,480	
雑収入	32,957	160,447
営業外費用		
支払利息	5,512	
不動産賃貸費用	9,646	
支払手数料	10,749	
雑支出	5,758	31,667
経常利益		1,312,716
特別利益		
投資有価証券売却益	132,676	132,676
特別損失		
固定資産除却損	450	
有価証券評価損	66,870	
投資有価証券評価損	34,817	102,138
税引前当期純利益		1,343,254
法人税・住民税及び事業税	450,992	
法人税等調整額	△16,014	434,978
当期純利益		908,276

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金				利益剰余金							自己株式
		資 準 備 金	そ の 資 剰 余 金	他 本 金 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計		
								別 積 立 金	途 金	圧 積 立 金			
当期首残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	590,773	7,635,137	13,671,501	△35,887	14,227,533		
当期変動額													
圧縮積立金の取崩							△2,017	2,017	—		—		
剰余金の配当								△195,718	△195,718		△195,718		
当期純利益								908,276	908,276		908,276		
自己株式の取得										—	—		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）													
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△2,017	714,575	712,558	—	712,558		
当期末残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	588,755	8,349,713	14,384,060	△35,887	14,940,091		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	482,173	482,173	14,709,706
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△195,718
当期純利益			908,276
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△258,989	△258,989	△258,989
当期変動額合計	△258,989	△258,989	453,569
当期末残高	223,183	223,183	15,163,275

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社協和日成
取締役会 御中

藍監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 関 端 京 夫 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小 林 新 太 郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和日成の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年4月1日にガス導管維持管理事業のうち導管保安関連事業及び設備保安関連事業を、会社分割（吸収分割）の方法により、東京ガスパイプネットワーク株式会社に移転している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社協和日成 監査役会

常勤監査役	山	口	雄	司	Ⓔ
常勤監査役	神	長	建	史	Ⓔ
社外監査役	戸	原	健	夫	Ⓔ
社外監査役	舘			茜	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール

交通

東京メトロ有楽町線
東京メトロ日比谷線
JR京葉線、東京メトロ日比谷線

「新富町駅」 7番出口より徒歩3分
「築地駅」 3b番出口より徒歩7分
「八丁堀駅」 A2出口より徒歩8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。